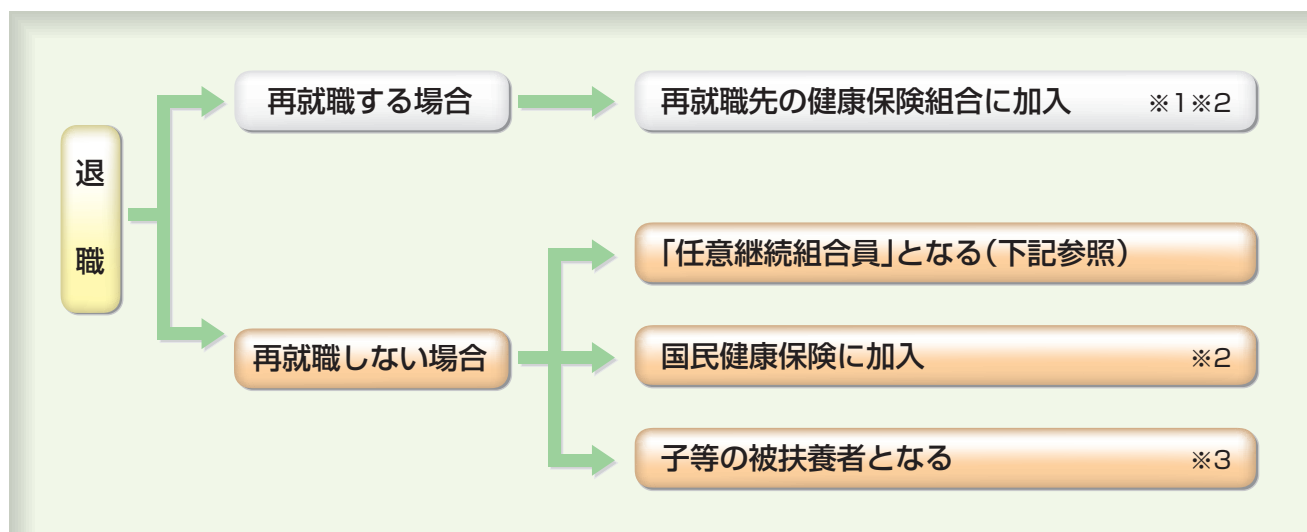


退職後の医療保険・年金制度等の手続き

組合員の皆様が、退職時において共済組合に関して必要な手続きをお知らせいたします。

医療保険制度への加入

組合員の皆様が退職した場合には、次のいずれかの医療制度に加入することとなります。



- ※1 再就職先に健康保険組合がない場合は、国民健康保険に加入するか任意継続組合員となることとなります。
- ※2 各々の保険加入時の窓口は、健康保険は再就職先の事業所等、国民健康保険は住民登録のある市区町村となります。
- ※3 子等が加入している医療保険制度における子等の被扶養者となります。

任意継続組合員

任意継続組合員制度は、退職により組合員の資格を喪失された方が、申し出により2年間を限度として共済組合の短期給付(傷病手当金等を除く)を受けられるとともに、福祉事業の一部を利用することができる制度です。

任意継続組合員になるためには、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であることが必要であり、退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員になることを希望する申し出を共済組合に対してしなければなりません。なお、加入が任意である関係上、掛金を所定の払込期日までに払い込まなかったときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

掛金については、加入時に標準報酬月額が決定され、その額に89.86/1000を乗じた額と、加入時の年齢が40歳から64歳の方は介護掛金として標準報酬月額に12.82/1000を乗じた額を合わせて1か月分として、加入期間中納付していただくことになります。

なお、掛金の納付に当たっては前納制度(割引率は前納の期間による)がありますのでご検討ください。

また、任意継続組合員の資格喪失後における医療保険制度については、再就職されない場合は、国民健康保険に加入するか又は子等の被扶養者となる必要があります。

(注)掛金率は平成26年9月現在のものです。

共済組合員証の返納

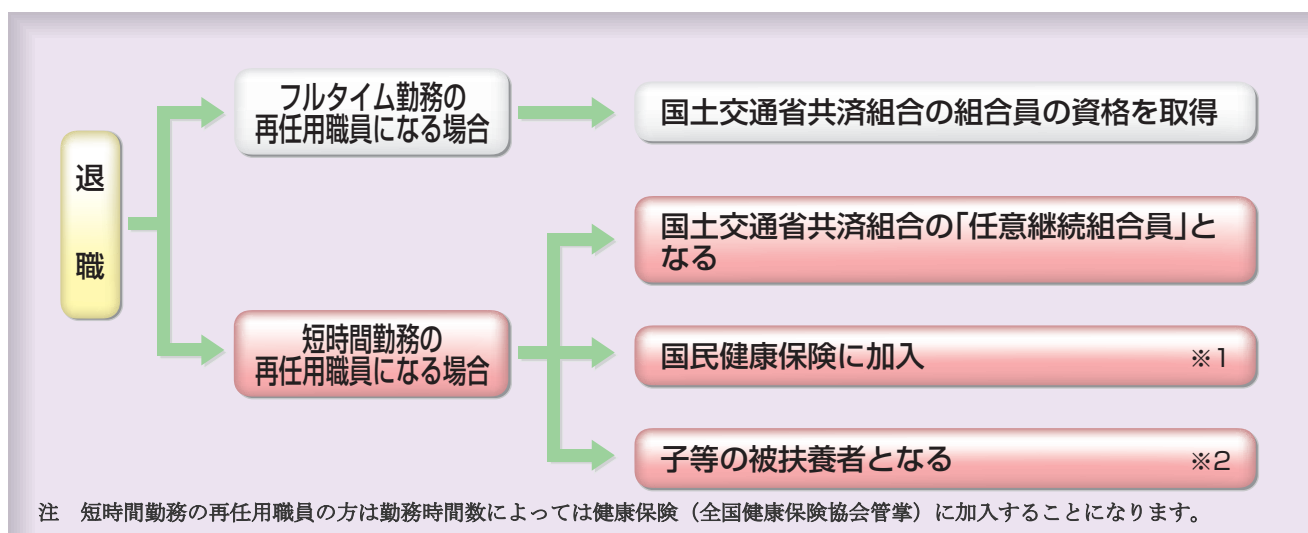
国土交通省を退職された場合は、現在交付されている共済組合員証は使用できませんので、退職日以降ただちに所属の共済事務担当者に返納してください(任意継続組合員になられた方には新たに任意継続組合員証を交付します)。

また、診察券等で受診している場合には、退職後に加入される保険の健康保険証(任意継続組合員になられた方は任意継続組合員証)を提示して受診してください。組合員証の使用資格が無いにもかかわらず、医療機関等で組合員証を提示して診療を受けられた場合、後日、共済組合が負担した医療費を支払っていただくこととなりますので注意してください。

再任用職員(フルタイム勤務)の共済組合制度の適用

定年退職後にフルタイム勤務の再任用職員になる方は、国土交通省共済組合の組合員の資格を、退職時に喪失し新たに取得することになります。

ただし、一部適用されない共済組合の制度がありますので、注意してください。



※1 国民健康保険の加入時の窓口は、在住の市区町村となります。

※2 子等が加入している医療保険制度における子等の被扶養者となります。

【再任用職員(フルタイム勤務)の共済組合制度の適用概要】

制 度	適 用 概 要
団体積立年金保険「ゆとり」	・既加入者は、引き続き加入できます。 ・新規加入はできません。
共済積立貯金	・既加入者は、引き続き加入できます。 ・新規加入もできます。
共済貸付	・再任用後6月経過すれば、普通貸付及び特別貸付のみ、利用できます。
人間ドック	・利用できます。

共済積立貯金・団体积立年金保険「ゆとり」 ※加入されている方のみ

退職により、共済積立貯金(一般運用型・保証運用型)は加入資格を喪失、団体积立年金保険「ゆとり」は積立期間が満了しますので、それぞれ解約又は保険金請求の手続きをお願いします。

請求の内容によっては、在職中の手続きが必要な場合もありますので、早めに共済事務担当者へお問い合わせ下さい。

退職者の年金関係の届出について

退職後の年金保険の手続きは、すぐに再就職する場合、再就職しない場合などにより異なります。(60歳未満で、退職日から引き続き再就職しない方(自営業を含む)は、国民年金への加入手続きが必要です。)

→ 退職したとき (年金保険)

また、年金の受給開始年齢に到達するときに、年金請求のお手続きがあります。

生年月日	受給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日～	65歳

※共済組合の加入期間が1年未満の場合は65歳からです。

→ 特別支給と本来支給の退職共済年金

平成 26 年度末に国土交通省を退職する方へ

(昭和 30 年 4 月 1 日以前生まれの方、障害共済年金等の決定を受けている方)

下記の方は、退職後に次のようなお手続きがあります。手続きの詳細、必要書類については、所属の担当にご確認ください。

【退職共済年金】

① 再任用（フルタイム勤務）が終了する方

在職中に「特別支給の退職共済年金」が決定されている方



退職共済年金改定請求書(退職による改定)を提出

在職中に「特別支給の退職共済年金」が決定されていない方
(平成 27 年 2 月、3 月に 61 歳になる方)



退職共済年金決定請求書(新規用)を提出

<長期加入者特例について>

再任用（フルタイム勤務）により、退職時に組合員期間が 44 年以上となる場合は、長期加入者特例が適用され、退職した翌月から、年金額に定額と加給年金額（受給要件に該当する対象者がいる場合）が加算されます。職権で改定しますので、ご本人による手続きはありません。

② 再任用職員以外の方

在職中に「特別支給の退職共済年金」が決定されている方



退職共済年金改定請求書(退職による改定)を提出

平成 27 年 3 月末で組合員期間が 1 年になる方で、平成 27 年 2 月、3 月に 61 歳になるなど受給権が発生する方



退職共済年金決定請求書(新規用)を提出

平成 27 年 3 月末で組合員期間が 1 年になる方で、上記以外の方



退職後、誕生月が近くなったら、退職共済年金決定請求書(新規用)を提出

平成 27 年 3 月末で組合員期間が 1 年に満たない方



65 歳になるときに、お手続きがあります。

【障害共済年金】

在職中に障害共済年金の決定がされている方



障害共済年金受給権者退職届を提出
※障害共済年金の在職中支給停止を解除します。

さらに、特別支給の退職共済年金の受給権が発生する（している）方



退職共済年金の①の書類と併せて、「**障害者特例請求書（特別支給の退職共済年金受給権者）**」を提出

<障害者特例について>

障害共済年金の決定を受けている方が退職し、退職共済年金を受給する場合、請求のあった翌月から、退職共済年金の額に定額と加給年金額（受給要件に該当する対象者がいる場合）が加算されます。他制度の障害年金の決定を受けている方も特例を受けられます。